

平成23年度予算概算決定の概要
生産局畜産部

平成22年12月

農林水産省

～目 次～

○畜産・酪農経営安定対策	1
【畜産企画課】	
○環境負荷軽減に取り組む酪農経営の推進 酪農環境負荷軽減支援事業	10
○畜産防疫体制強化リース事業	12
○多様な畜産経営の推進と競争力強化 強い農業づくり交付金 農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型 多様な畜産・酪農推進事業のうち畜産経営活性化サポート	13
○家畜排せつ物の利活用による産地収益力の向上 地域活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 （地域バイオマス支援地区）	15
○環境と調和した畜産経営の確立 強い農業づくり交付金	16
【畜産振興課】	
○飼料自給率向上関連事業の概要	17
○飼料増産総合対策事業	20
○配合飼料価格の安定と飼料穀物の備蓄 配合飼料価格安定対策事業 飼料穀物備蓄対策事業	24
○多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進等	26
【牛乳乳製品課】	
○学校給食用牛乳等供給推進事業	29
【食肉鶏卵課】	
○食肉等の流通合理化に向けた取組への支援 産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 （食肉等流通合理化地区） 強い農業づくり交付金	30

畜産・酪農経営安定対策

【[所要額] 166, 839(175, 621) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲あるすべての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農経営：加工原料乳生産地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付していますが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量の増加に対応するための新たな支援が必要です。
- ・肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚経営：平成22年度に、全国一律のシンプルな仕組みに統合する等の見直しを行ったこれら対策について、安定的に実施することが必要です。
- ・採卵養鶏経営：消費減退等の経営環境の変化を踏まえ、鶏卵価格差補てん事業に、大幅な卵価低落時に抑制的な生産を誘導するための仕組みを導入する必要があります。

政策目標

○生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）

○牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→52万t（平成32年度）

○豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→126万t（平成32年度）

○鶏卵の生産量：255万t（平成20年度）→245万t（平成32年度）

※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳及び乳価の低いチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補てんを行います。

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する場合に奨励金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	[所要額] 21, 950 (21, 950) 百万円
チーズ向け生乳供給安定対策事業	8, 768 (8, 618) 百万円
加工原料乳等生産者経営安定対策事業〔基金規模〕	6, 000 (6, 000) 百万円
酪農環境負荷軽減支援事業	6, 347 (6, 446) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県協議会、指定生乳生産者団体、生乳生産者	

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金に加え、肉専用種の子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	〔所要額〕	23,016 (24,755) 百万円 (※)
肉用牛繁殖経営支援事業	〔所要額〕	14,226 (14,243) 百万円
		補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体		

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、差額の8割を補てん金として交付します。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業	〔所要額〕	77,280 (84,636) 百万円 (※)
		補助率：3/4以内、定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者		

4. 養豚経営安定のための支援

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、差額の8割を補てん金として交付します。

養豚経営安定対策事業	〔所要額〕	10,007 (9,889) 百万円
		補助率：1/2以内、定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者		

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補てん基準価格を下回った場合に差額の9割を補てんする鶏卵価格差補てん事業に加え、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に下落した場合に、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設ける取組に奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業		5,189 (5,007) 百万円
		補助率：1/4以内、定額
事業実施主体：民間団体		

(※) 肉用子牛生産者補給金及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業は積立金の見直しを反映。

お問い合わせ先：		
1の事業	生産局畜産部牛乳乳製品課	(03-3502-5987 (直))
2、5の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	(03-3502-5989 (直))
3、4の事業	生産局畜産部畜産企画課	(03-3502-5979 (直))

酪農経営安定対策事業

【所要額 30,775 (30,645) 百万円】

対策のポイント

加工原料乳及び乳価の低いチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補てん等を行います。

<背景/課題>

- ・加工原料乳生産地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付しているが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量の増加に対応するための新たな支援が必要。
- ・併せて、自由化品目であるチーズは国際競争に晒されており、国際市況の乱高下に対するセーフティネットとして、加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても、取引価格が低下した場合の経営への影響を緩和するための補てんを措置することが必要。

政策目標

生乳の生産量：795万 t（平成20年度）→800万 t（平成32年度）

<主な内容>

酪農経営安定対策事業

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

（補給金単価：11.85円/kg、対象数量：1,850千トン（22年度））

加工原料乳生産者補給金[所要額] 21,950 (21,950) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

2. チーズ向け生乳を対象とする助成金の交付

需要の伸びが見込まれるものの加工原料乳よりも乳価の低いチーズ向け生乳を対象に、仕向量の増大と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。

チーズ向け生乳供給安定対策事業 8,768 (8,618) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：指定生乳生産者団体

（注）22年度所要額は、国産チーズ供給拡大対策事業（2,818百万円）と

生乳需要創出緊急支援対策事業（畜産業振興事業：5,800百万円）の合計。

3. 加工原料乳の価格が低落した場合の補てんへの助成

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の基準価格を下回った場合に、生産者に補てん金（低落分の8割）を交付するための積立金（80億円）の一部を助成します。

加工原料乳等生産者経営安定対策事業[基金規模]	6,000	(6,000)	百万円
[推進事務費]	17	(22)	百万円
	補助率：3/4以内、1/2以内		
	事業実施主体：指定生乳生産者団体		

4. 新たな生乳需給安定化手法の開発

生乳需給の安定を図るため、中長期的な予測モデルを作成する活動を支援します。

新たな生乳需給安定化手法の開発	18	(29)	百万円
	補助率：1/2以内		
	事業実施主体：民間団体		

5. 乳製品国際規格策定活動のための支援

生乳需給の安定を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援します。

乳製品国際規格策定活動支援	23	(26)	百万円
	補助率：定額、1/2以内		
	事業実施主体：民間団体		

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））]

新たな酪農経営安定対策について

平成22年度

○ 加工原料乳生産者補給金

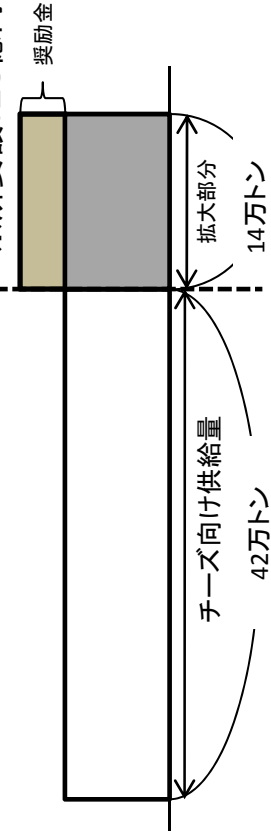
加工原料乳地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。

所要額：219億円

○ 国産チーズ供給拡大対策事業

チーズ向け生乳の供給量が過去3年間の平均供給量よりも拡大した場合に、拡大量に応じて奨励金を交付。

※所要額：28億円



※平成22年度においては、28億円に加え、生乳需要創出対策(所要額：58億円)を措置

○ 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出(1:3)して造成した積立金から補てん(差額の8割)。

基金規模：60億円

○ 資源循環型酪農推進事業

環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実施している酪農経営に飼料作付面積に応じて奨励金を交付。

所要額：64億円

平成23年度

○ 加工原料乳生産者補給金

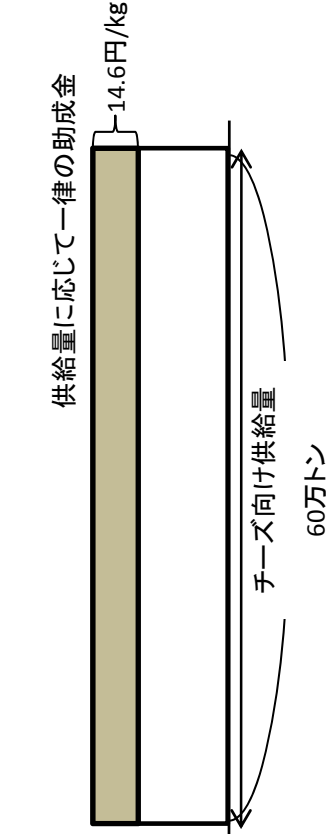
平成22年度対策に同じ

所要額：219億円

○ チーズ向け生乳供給安定対策事業

チーズ向け生乳の供給量に応じて一律の助成金を交付。

概算決定額：88億円



○ 加工原料乳等生産者経営安定対策事業

加工原料乳とは別に、チーズ向け生乳に対しても同様の措置。

基金規模：60億円

○ 酪農環境負荷軽減支援事業

環境負荷軽減効果の高い営農活動を実施する酪農経営に飼料作付面積に応じて奨励金を交付(15,000円/ha)。

概算決定額：63億円

鶏卵生産者経営安定対策事業

【5, 189 (5, 007) 百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補てんを行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設けることによる需給改善を推進し、採卵養鶏経営の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、生産構造上、供給過剰を起し易い状況にあります。このため消費減退等の経営環境の変化を踏まえ、鶏卵の価格差補てんと併せて卵価低迷時には抑制的な生産への誘導を行い、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産数量目標の達成
245万t（32年度）

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補てん事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補てん基準価格を下回った場合、その差額（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんします。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に下落した場合は、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設ける取組に対し、成鶏1羽当たり150円以内（鶏舎収容可能羽数10万羽以上の生産者）又は200円以内（鶏舎収容可能羽数10万羽未満の生産者）の奨励金を交付します。

補助率：1／4以内、定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-5990（直））]

鶏卵生産者経営安定対策について

鶏卵価格が低落した場合に価格差補てんを行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【概算決定額：52億円】

1. 鶏卵価格差補てん事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補てん基準価格を下回った場合、その差額（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんする。

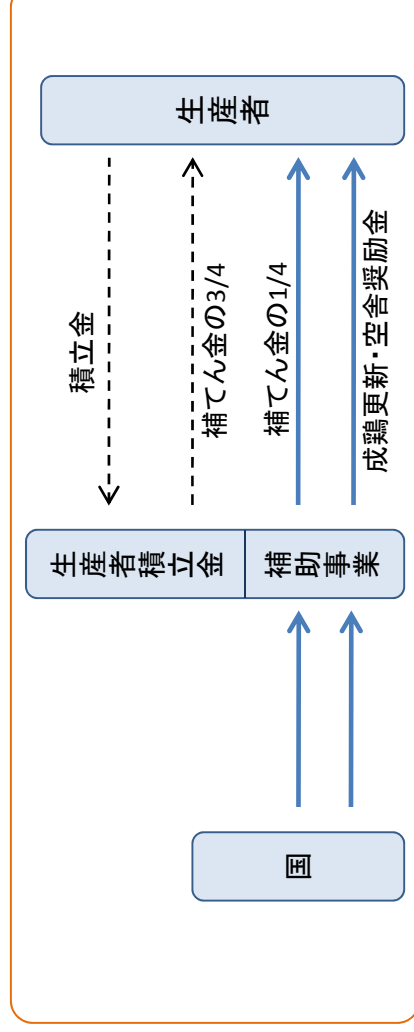
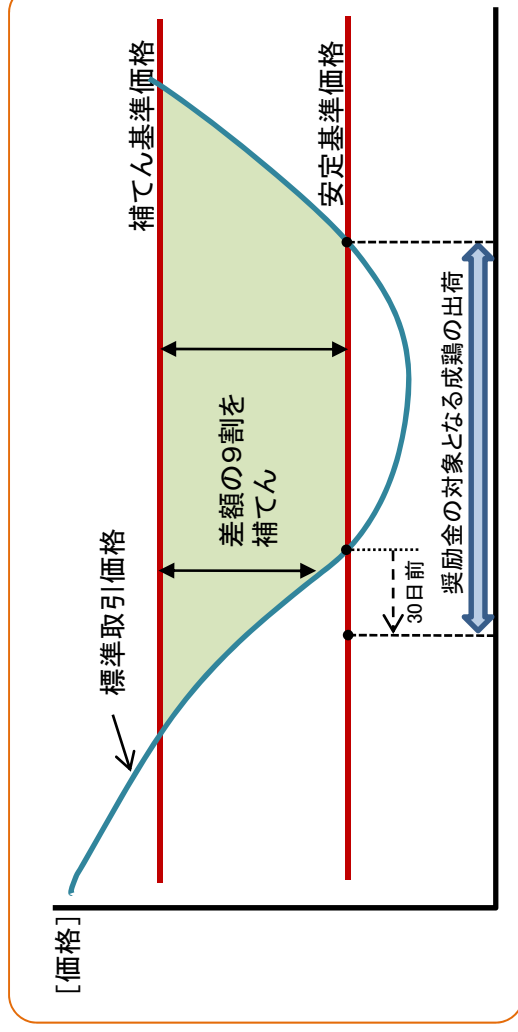
〔生産者積立金から3/4を交付し、国から1/4を補助。〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回った日の30日前から、安定基準価格以上となる日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を交付する。

○奨励金単価

大規模生産者(10万羽以上)	150円/羽
中小規模生産者(10万羽未満)	200円/羽



肉用牛経営の経営安定対策について

- 22年度に肉用牛繁殖、肉用牛肥育の経営対策について、全国一律のシンプルな仕組みに見直し。
- 23年度は、引き続き22年度と同じ仕組みとし、補給金等の交付に必要な所要額を確保。
- 今後、対策の実施状況や生産現場の意見等を踏まえ、各畜種ごとの制度のあり方や導入時期を検討する方針。

肉用牛繁殖経営対策

(円/頭)



38万円(黒毛)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

23年度所要額:142億円

肉用子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

31万円(黒毛)

肉用子牛生産者補給金制度

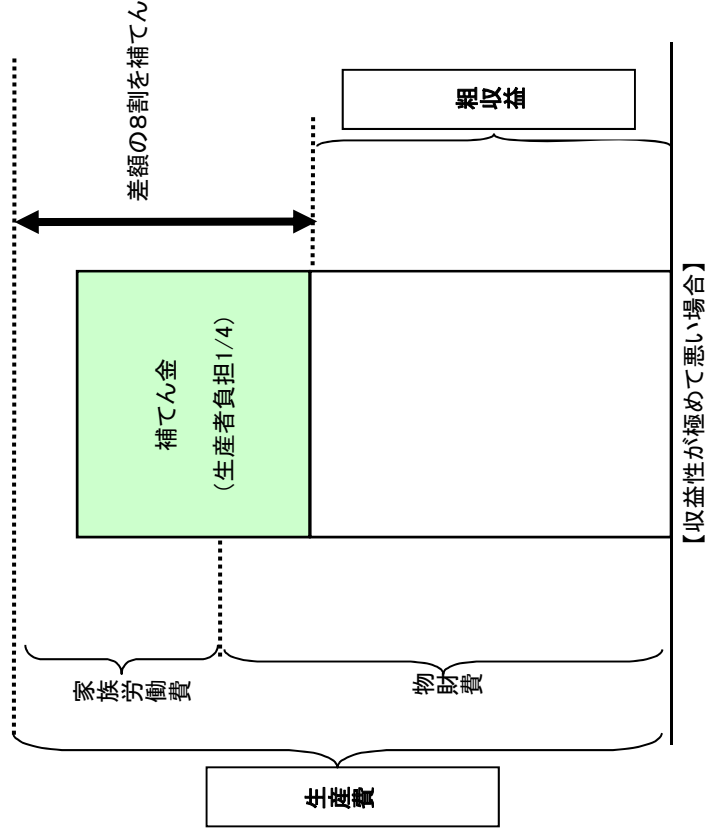
23年度所要額230億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格(31万円/頭)を下回った場合に生産者補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

23年度所要額:773億円

- ・飼料高騰を踏まえた緊急措置である補完マルキンをマルキンと統合
- ・補てん金の算定方法を全国一本化

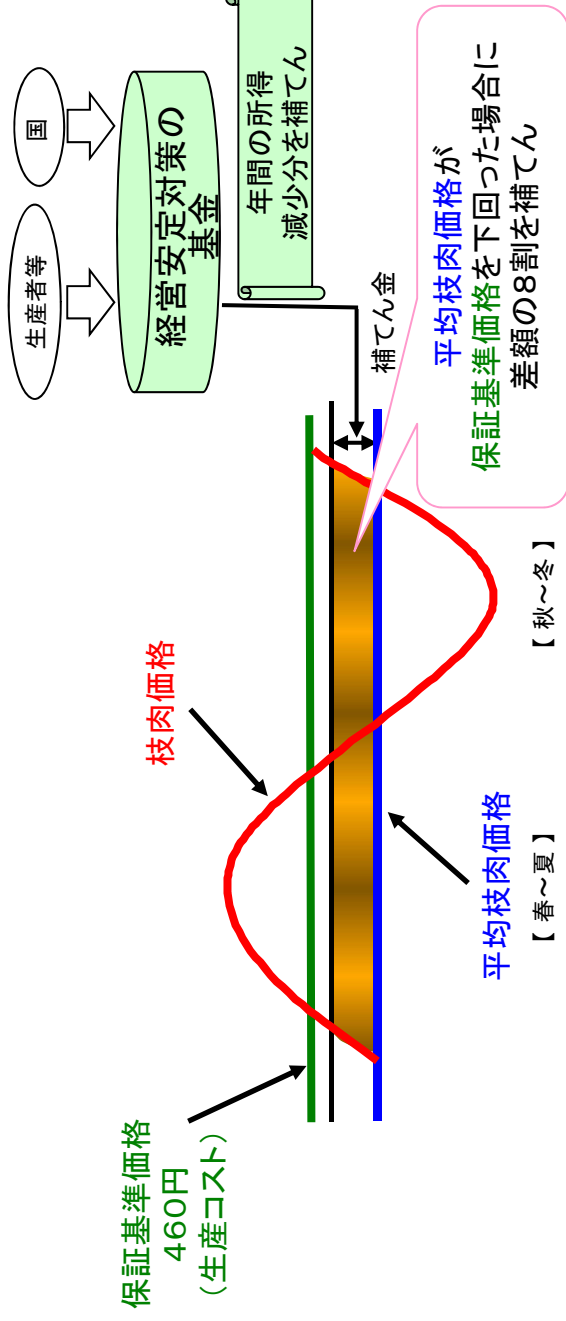


養豚の経営安定対策について

- 養豚の経営安定対策については、22年度に全国一律のシンプルな仕組みに見直し。
- 23年度は、引き続き22年度と同じ仕組みとし、補てん金の交付に必要な所要額を確保
- 今後、対策の実施状況や生産現場の意見等を踏まえ、各畜種ごとの制度のあり方や導入時期を検討する方針。

養豚経営安定対策
23年度所要額：100億円

- ・補てん金の算定方法を全国一本化
- ・年間を通じて生産コストを下回った分を補てん
- ・負担割合 生産者1:国1



環境負荷軽減に取り組む酪農経営の推進

【酪農環境負荷軽減支援事業 6,347(6,446)百万円】

対策のポイント

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する場合に奨励金を交付します。

<背景/課題>

- ・酪農経営1戸当たりの飼料作物作付面積は23.5ha(平成20年2月1日)
- ・酪農経営1戸当たりの経産牛飼養頭数は増加傾向にあり44.0頭(平成22年2月1日)
- ・環境負荷軽減に配慮した酪農経営へ転換することが課題

政策目標

環境負荷軽減の取組を実践する酪農家戸数
7,158戸(平成21年度)→16,200戸(平成27年度)

<主な内容>

経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積(北海道40a/頭、都府県10a/頭)以上の生産者に対し、以下の取組を実践する場合に飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。(基準面積には、農作業受委託による飼料作付面積、二期作等による裏作利用面積を延べ面積で加算)

○ 環境負荷軽減に資する以下の取組に応じポイントを付与。15ポイント以上の取組を実践した酪農経営に奨励金(15,000円/ha)を交付。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・ 堆肥の適正還元の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 耕畜連携の取組 | ・・・5ポイント |
| ・ 緩衝帯の設置 | ・・・5ポイント |
| ・ 不耕起栽培の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 景観作物の導入 | ・・・5ポイント |
| ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 | ・・・5ポイント |
| ・ 放牧の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ デントコーン・ソルガムの作付及びスラリー等の土中施用の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 | ・・・5ポイント |
| ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 | ・・・10ポイント |
| ・ リビングマルチ等の導入 | ・・・10ポイント |
| ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 | ・・・10ポイント |
| ・ メタン発酵によるエネルギー利用 | ・・・10ポイント |
| ・ 冷温ヒートポンプの導入 | ・・・10ポイント |
| ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 | ・・・5ポイント |

(補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

酪農環境負荷軽減支援事業

○ 事業の仕組み

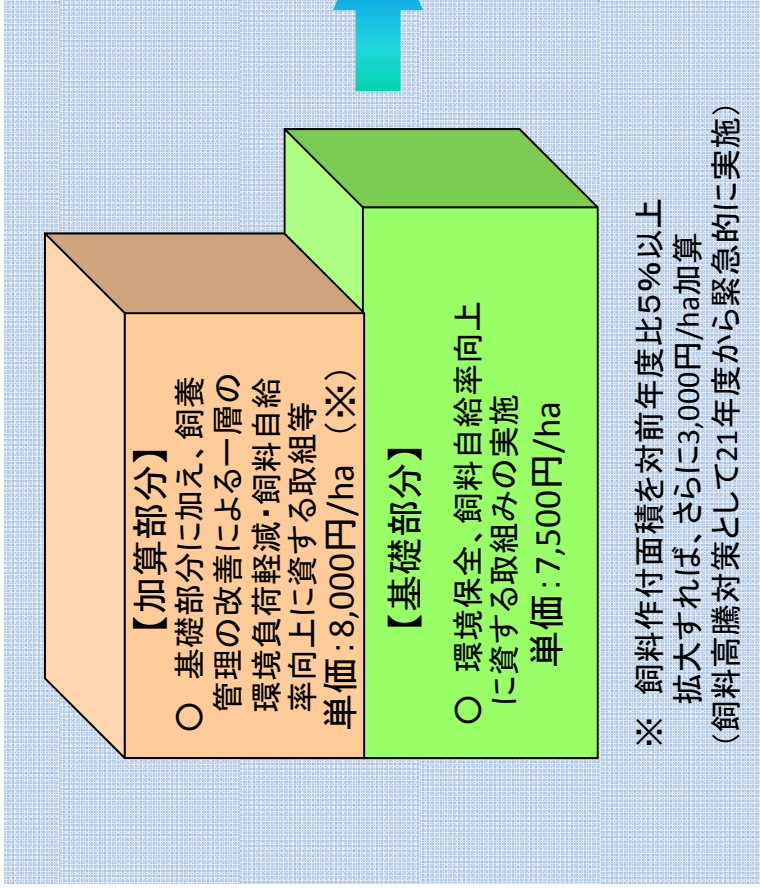
- ① 環境負荷軽減に資する取組みに応じポイントを付与、一定以上のポイントを取得した酪農経営に飼料作付面積に応じた奨励金を交付
- ② 農地基盤に立脚した酪農経営への支援とするため、交付対象として、経産牛1頭当たりの飼料作付面積に基準を設定(北海道40a/頭、都府県10a/頭)
- ③ 基準面積には、農作業受委託による飼料作付面積、二期作等による裏作利用面積を延べ面積で加算

【22年度まで 資源循環型酪農推進事業】

- ①環境保全、②飼料自給率の向上に取組む酪農経営に対して、飼料作付面積当たりの奨励金を交付

【23年度～ 酪農環境負荷軽減支援事業】

加工原料乳等に対し乳量に応じた補てんを行う経営安定対策事業(加工原料乳補給金制度等)を補完し、環境負荷軽減の取組を条件に飼料作付面積に応じた固定支払いを行うことで、小規模家族経営を含む多様な酪農の経営安定に資する



環境負荷軽減に資する以下の取組に応じポイントを付与。15ポイント以上の取組を実践した酪農経営に奨励金(15,000円/ha)を交付。

- ・ 堆肥の適正還元の実施 ……5ポイント
- ・ 耕畜連携の取組 ……5ポイント
- ・ 緩衝帯の設置 ……5ポイント
- ・ 不耕起栽培の実施 ……5ポイント
- ・ 景観作物の導入 ……5ポイント
- ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 ……5ポイント
- ・ 放牧の実施 ……5ポイント
- ・ デントコーン・ソルガムの作付及びびスラリー等の土中施用の実施 ……5ポイント
- ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 ……5ポイント
- ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 ……10ポイント
- ・ リビングマルチ等の導入 ……10ポイント
- ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 ……10ポイント
- ・ メタン発酵によるエネルギー利用 ……10ポイント
- ・ 冷温ヒートポンプの導入 ……10ポイント
- ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 ……5ポイント

畜産防疫体制強化リース事業

【677（0）百万円】

対策のポイント

口蹄疫の侵入に備えて、生産者が自己防疫体制を緊急的に強化するための対策を支援します。

<背景／課題>

我が国に近隣するアジア地域等において口蹄疫が発生している状況の中で、国内への侵入に備えるため、畜舎に附帯する衛生管理機器等の導入を支援することにより、生産者の自己防疫体制を早急に整備する必要があります。

政策目標

○牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→ 52万t（平成32年度）

○豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→ 126万t（平成32年度）

※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

<主な内容>

衛生管理機器の導入支援

口蹄疫の侵入に備えて、畜産農家が自己防疫体制を強化するために必要となる、動力噴霧機及び簡易車両消毒装置のリース導入を支援（1／2補助付）します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-1083（直））]

多様な畜産経営の推進と競争力強化

【強い農業づくり交付金 3, 127 (14, 385) 百万円の内数】

【農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型

1, 627 (2, 742) 百万円の内数】

【多様な畜産・酪農推進事業のうち畜産経営活性化サポート

113 (277) 百万円】

対策のポイント

- 国民への畜産物の安定供給体制を確保するため、畜産経営の生産性、収益性を向上させる取組を支援。
- 我が国の畜産生産基盤の維持及び農村の活性化を図るため、家族経営の維持安定と新規就農等を促進。
- 畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進する体制を構築。

<背景/課題>

飼料価格の変動、畜産物価格の低迷等厳しい経営環境下において、我が国の畜産生産基盤の維持及び消費者・需要者ニーズを踏まえた国産畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題。

これらの課題の解決に向けて、①畜産物生産のための共同利用施設等の整備、②新規就農等に必要となる機械等のリース、③畜産農家の自己判断により経営の多角化・多様化等を促進するための体制構築等を支援する。

政策目標

○生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）

○牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→52万t（平成32年度）

○豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→126万t（平成32年度）

○鶏卵の生産量：255万t（平成20年度）→245万t（平成32年度）

○鶏肉の生産量：138万t（平成20年度）→138万t（平成32年度）

※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

○畜産業への新規就農等における事業効果 約29億円

<主な内容>

1. 地方の自主性・裁量性を高めた交付金支援

畜産生産基盤育成強化のため、①地域内一貫生産体制の確立、子牛生産部門の協業化や、効率的生産のための外部化・分業化、②地域の核となる協業法人経営体の育成、③畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備を推進します。

（ 強い農業づくり交付金 3, 127 (14, 385) 百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：農業者団体等)

2. 新規就農者への機械等のリース支援

施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産経営において、新規就農に必要な機械等のリース方式による導入支援により畜産への新規就農を促進します。

農畜産業機械等リース支援事業 1, 627 (2, 742) 百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体

3. 畜産経営の高度化・多様化の促進の取組を支援

畜産農家の自己判断による経営の高度化・多様化等を促進するための情報提供、畜産農家自らが目指す経営を実現するための計画を作成できる体制を構築します。

多様な畜産・酪農推進事業 113 (277) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-1083（直））]

家畜排せつ物の利活用による産地収益力の向上

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区) 10,704(6,515)百万円の内数】

対策のポイント

家畜排せつ物の利活用のための施設整備及び生産したたい肥等の有効利用に向けた産地の取り組みに対し、支援を行います。

<背景/課題>

- ・平成16年に家畜排せつ物法が本格施行され、一定規模以上の農家については、家畜排せつ物の適正な管理を定めた同法の「管理基準」を義務付け
- ・平成21年の調査によると、対象農家の99.9%が「管理基準」に適合
- ・今後は家畜排せつ物の有効利用により、産地の活性化が課題

政策目標

家畜排せつ物の有効利用による農業の持続的発展

<主な内容>

平成22年度まで実施している地域バイオマス利活用交付金(家畜排せつ物の利活用の支援)について、補助から融資へと支援の手段を転換することとして、以下の事業を行います。

1. 畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利用促進に向けた取り組みを支援します。
2. 畜産農家が家畜排せつ物の処理施設を整備する場合に、融資主体型補助を行います。
 - (1) 畜産環境調和推進資金を利用して、個人で施設整備する際に、利子助成を実施(貸付当初から5年間、2%を上限とする(500万円を超える融資に限る))
 - (2) 政策的金融支援を利用して、共同利用で施設整備する場合に、融資残補助を実施

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区 10,704(6,515)百万円の内数)
補助率: 1 について1/2以内
2(1)について定額
2(2)について施設整備事業費の1/10以内
事業実施主体: 農業者団体等

[お問い合わせ先: 生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

環境と調和した畜産経営の確立

【強い農業づくり交付金 3, 127 (14, 385) 百万円の内数】

事業のポイント

環境と調和した畜産経営の確立を推進し、畜産に起因する苦情や環境規制の強化に適切に対処するために必要な施設整備を支援します。

<背景・課題>

- ・ 平成16年11月に「家畜排せつ物法」が本格施行され、家畜排せつ物の適正な管理を定めた同法の管理基準への適合状況は、平成21年12月の調査によると、対象農家の99.9%が適合済。
- ・ しかしながら、畜産に起因する苦情発生件数については、悪臭、水質汚濁を中心に横ばい。
- ・ また、水質汚濁防止法に基づく畜産の硝酸態窒素の暫定排水基準が平成22年に3年間延長されたところであるが、引き下げの努力が求められるところ。

政策目標

環境と調和した畜産経営の確立

<主な内容>

○畜産周辺環境の改善

畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の整備を推進します。

強い農業づくり交付金 3, 127 (14, 385) 百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課 (03-3502-0874 (直))]

飼料自給率向上関連事業の概要

飼料増産総合対策事業

2, 334 (4,239) 百万円

農業農村整備事業のうち畜産公共

33, 041 () 百万円の内数

農業者戸別所得補償制度（水田活用の所得補償交付金）

228, 431 (216,729) 百万円の内数

産地活性化総合対策事業（自給率向上重点支援事業（飼料生産拠点育成型））

10, 704 (6,515) 百万円の内数

戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業

8, 666 () 百万円の内数

農畜産業機械等リース支援事業（飼料生産拠点育成型）

1, 627 (2,742) 百万円の内数

など

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

（飼料の種類）

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により世界的に穀物の価格上昇や供給の不安定等が見られます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料への依存体質から脱却し飼料基盤に立脚した畜産の実現に向けて、国産飼料の生産・利用を拡大するため、コントラクターの育成、高位生産草地への転換及び食品残さの飼料利用等を支援します。

- (1) 高品質・高収量の稲発酵粗飼料の生産・利用及び新たに飼料の生産受託を始める飼料生産組織（コントラクター等）の育成を生産面積に応じて支援します。

〔国産粗飼料増産対策 1, 214 (2, 399) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者、飼料生産組織等〕

- (2) 飼料作物作付面積の2/3を占める草地における大幅な収量増を図るための草地改良及び、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の安定供給の取組を支援します。

〔草地生産性向上対策 760 (911) 百万円
補助率：定額、1/2、1/3等
事業実施主体：民間団体等〕

- (3) TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大や食品産業と畜産農家とのマッチング、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の構築等の取組に対し支援します。

〔エコフィード緊急増産対策 100 (488) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

- (4) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、籾米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。

〔飼料用米農薬安全確保対策 261 (441) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

2. 農業農村整備事業のうち畜産公共

新たに創設される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等において、大規模な草地畜産の基盤整備を促進し、畜産担い手の育成を支援します。

なお、これまで実施してきた草地畜産基盤整備事業は廃止し、継続地区については新事業により実施予定です。

〔戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等 33, 041 (一) 百万円の内数
補助率：50%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人〕

※ 上記事業以外の飼料対策

○ 農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金（飼料関連部分） （農業生産支援課計上）

水田で飼料作物等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。

(1) 戦略作物助成

水田で飼料作物等を生産する農業者に、作付面積に応じて助成します。

- ・ 飼料作物 交付単価：35, 000円/10a
- ・ 飼料用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価：80, 000円/10a

(2) 二毛作助成

主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う農業者に、二毛作の戦略作物の作付面積に応じて助成します。

交付単価：15, 000円/10a

(3) 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（①飼料用米のわら利用、②水田放牧、③資源循環）を行った農業者に、取組面積に応じて助成します。

交付単価：13,000円/10a

〔農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金
228,431(216,729)百万円の内数
補助率：定額
交付先：農業者、集落営農〕

○ 産地活性化総合対策事業のうち自給率向上にむけた飼料生産拡大の取組に対する支援

(総務課生産推進室計上)

国産粗飼料の広域流通体制の整備、飼料生産組織の経営の高度化や放牧の拡大等による飼料生産流通拠点の形成等を支援するとともに、これらの取組に必要な共同利用施設の整備を支援します。

〔産地活性化総合対策事業のうち
自給率向上重点支援事業(飼料生産拠点育成型)
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：1/2, 1/3以内
事業実施主体：協議会、民間団体等〕

○ 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業

(総務課生産推進室計上)

戸別所得補償制度導入初年度(平成23年度)における緊急対策として、①WCSの専用機械(ロールベラー、ペールラッパー等)等のリース方式による導入、②飼料用米の乾燥施設、貯蔵施設等の整備を支援します。

〔戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業
8,666(0)百万円の内数
補助率：定額, 1/2以内
事業実施主体：生産者団体等〕

○ 農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型

(総務課生産推進室計上)

飼料生産組織の法人化や規模拡大等による経営の高度化及び流通拠点における国産粗飼料の広域流通の推進に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

〔農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型
1,627(2,742)百万円の内数
補助率：定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内)
事業実施主体：民間団体、農業者団体等〕

○ 強い農業づくり交付金

(総務課生産推進室計上)

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設や飼料調製・流通・保管施設の整備等の取組を支援します。

〔強い農業づくり交付金
3,127(14,385)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策

【1, 214 (2, 399) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(稲発酵粗飼料の生産)

- ・稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化(発酵)した粗飼料で、平成21年度の作付面積は10,306haとなっており、平成20年度から1,073ha(+12%)拡大しています。
- ・一方、適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題であり、より高品質・高収量な稲WCSの生産・利用を推進することが重要です。

(飼料生産受託組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産受託組織(コントラクター)等の飼料生産組織による労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっていることから、コントラクターの育成を推進して行くことが必要となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成(新規)

コントラクター等の育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクター等に対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進

飼料作物の中で取組が浅く、現場段階での品質・収量に差が見られる稲発酵粗飼料について、ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーターの指導の下で高品質・高収量な稲発酵粗飼料を生産・利用する取組に対し、飼料の生産面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額(1万円/10a)】

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課(03-6744-2399(直))]

飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策

【760（911）百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や、優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査及び飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管を支援します。

<背景/課題>

（飼料自給率の向上）

新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。

飼料作物の生産拡大のためには、作付面積の2/3を占める草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進が課題となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

（1）高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や、土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。

【補助率：1/3以内 等】

（2）優良飼料作物種子の普及・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

（3）飼料作物種子の調整保管（新規）

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

農業者団体（（1）の事業）

民間団体等（（2）及び（3）の事業）

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

飼料増産総合対策事業のうちエコフィード緊急増産対策

【100（488）百万円】

対策のポイント

TMRセンター等における食品残さの利用拡大の推進、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して得られた畜産物の認証制度の検討等を実施します。

<背景／課題>

エコフィードを生産・利用するためには、食品関連事業者、飼料化業者、畜産農家等の関係者が地域的又は広域的な連携を図るとともに、量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制を構築する必要があります。

また、更なるエコフィードの利用拡大を図るためには、消費者等を含めた関係者に対する理解醸成等が必要です。

(エコフィードとは)

エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度）→38%（平成32年度）

<主な内容>

1 事業内容

(1) 地域未利用資源の利用拡大

地域の畜産農家等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、農場残さ等）の収集や飼料作物（牧草等）の生産により混合飼料を製造する取組に対し支援します。

【補助率：定額、1／2】

(2) 配合飼料原料としてのエコフィードの生産拡大

配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携してエコフィードの生産・利用量を増加させる取組を支援します。

【補助率：定額、1／2】

(3) マッチング・システムの構築

地域において、食品産業（排出側）及び畜産業（利用側）等が、お互いの情報をマッチングするためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(4) 地域未利用資源飼料化確立の支援

マッチングシステムの情報等を活用し、食品残さの飼料化を実現するために必要な実証試験等を支援します。

【補助率：定額】

(5) エコフィード利用畜産物認証制度の構築

消費者の理解の下、畜産農家がエコフィードを安定的に利用するためのエコフィード利用畜産物認証制度の構築を支援します。

【補助率：定額】

2 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745（直））]

飼料増産総合対策事業のうち飼料用米農薬安全確保対策

【261（441）百万円】

対策のポイント

飼料用米を” 粳（もみ）” のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

<背景/課題>

（飼料用米の生産）

飼料用米については、食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進していますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

（1）作物残留試験

稲の病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合の飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

（2）畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

配合飼料価格の安定と飼料穀物の備蓄

1 配合飼料価格安定対策事業

【[所要額] 32,242(34,085)百万円】

対策のポイント

配合飼料価格の大幅な変動が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格の高騰時に異常補てんを実施します。

<背景/課題>

- ・我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、その価格は穀物の国際相場、海上運賃（フレート）、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。
- ・こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の維持・継続を図る必要があります。

政策目標

配合飼料価格の高騰が畜産農家（約7万戸）に及ぼす影響を緩和

<主な内容>

- 1 民間の配合飼料価格安定基金の自主的な積立てによる通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、国及び配合飼料メーカーの積立金による異常補てん積立基金（21年度末残高322億円）により、畜産経営者に対して異常補てんを行います。
- 2 民間の配合飼料価格安定基金の通常補てん基金が財源不足を生じた際に補てん財源として借り入れた額に対し、利子相当額を助成します。

（事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構）

<参考>

- 通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。
当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。
- 異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。
通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745（直））]

2 飼料穀物備蓄対策事業

【1, 372 (4, 195) 百万円】

事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。
飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

(飼料穀物の備蓄について)

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを20万トン備蓄します。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし (100%)、こうりゃん (100%)
- ② 配合飼料の原料割合(H21年度)・・・とうもろこし (48%)、こうりゃん (7%)

(これまでの不測の事態における放出(貸付)事例)

- ・ 平成8年10月～
米国とうもろこしの7年産が凶作であった影響で、8年産が流通するまでの端境期に穀物需給が逼迫したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成10年6月～
降雨量の減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続いたことにより運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給の逼迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出(貸付)。

政策目標

不測の事態において、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<内容>

1. 事業内容

備蓄穀物のとうもろこし・こうりゃん(20万トン)を配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の港湾地域に備蓄穀物を配置します。(※このほか、(社)配合飼料供給安定機構による自主的な保管(20万トン程度)により不測の事態に備えます。)

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄受託者(配合飼料メーカー)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]

多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策等

【915（1,169）百万円】

事業のポイント

多様な畜産・酪農経営の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の能力検定等による家畜改良増殖や特色ある家畜の活用、口蹄疫発生農家等への優良家畜導入の推進、和牛遺伝資源の保護・活用、電子標識耳標を活用した家畜個体識別システムの実用化等を推進します。

（家畜改良増殖とは）

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 家畜改良増殖の推進

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要なデータ（泌乳、枝肉、血統等）を全国的・効率的に収集する体制整備や、DNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入等を支援します。

また、口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

（家畜改良対策推進 666（499）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体、大学、生産者集団、独法等）

2. 和牛の遺伝資源の保護・活用対策の推進

和牛精液ストローの流通管理を強化するため、和牛精液の生産、使用状況を集約する地域システムの拡大と全国システムの連携を支援。

（和牛精液等流通管理体制構築推進 49（128）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、独法等）

3. 家畜個体識別システム利活用の促進

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせることで活用することによる、畜産農家での導入効果を定量的に把握するとともに、飼養管理等の効率化や消費者等への情報提供等に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

（家畜個体識別システム利活用促進 87（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、独法等）

多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進

【666（499）百万円】

事業のポイント

種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するための体制整備やDNA解析情報を活用した評価手法の開発を行うとともに、多種多様な畜種・品種の増殖を図ることにより、特色ある畜産物の生産を行い、多様な畜産・酪農経営の実現を推進します。さらに、口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜導入の推進を図ります。

(遺伝的能力評価とは)

畜産物の生産効率に影響する要因は、生産環境に関わる飼養管理と家畜の持って生まれた遺伝的能力の2つに大別されます。この遺伝的能力は、母側からの卵子と父側からの精子が持っている遺伝子により決定されます。遺伝的能力評価は、個体の遺伝的な部分を評価するものであり、この結果を基礎として後代を残す個体を選抜することになるため、可能な限り正確な評価を行う必要があります。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 多様な育種素材の評価と活用

① 遺伝的能力評価の推進

遺伝的能力評価データの精度を向上させるため、乳用牛においては乳器等の体型や飼料給与等に係るデータ収集、肉用牛においては枝肉等に係るデータ収集、豚においては血縁構築のための種豚を導入すること等により、効率的な家畜改良を推進します。

【補助率：定額、1／2以内】

② 特色ある優良遺伝資源の活用

特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入や、山羊やめん羊等の家畜導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(2) 新しい評価手法の確立

遺伝的能力評価値にDNA解析情報を加味した新たな評価手法の開発や、和牛の早熟性等に係る評価手法の確立を推進します。

【補助率：定額】

(3) 口蹄疫発生農家等への優良家畜導入

口蹄疫発生農家等における早期の経営安定化・生産の効率化を図るため、優良家畜の導入を推進します。

【補助率：1／2】

2 事業実施主体

民間団体、大学、生産者集団、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2587（直））]

多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜個体識別システム利活用促進

【87（0）百万円】

事業のポイント

家畜個体識別システムと電子標識を組み合わせ、牛の飼養管理の効率化等を図るとともに、消費者等への情報提供に資する高度な家畜個体識別システムの実用化を推進します。

（家畜個体識別システムとは）

- ・ 我が国では、国内で飼養するすべての牛に個体識別番号を印字した耳標を装着し、個体別に出生、異動等を管理する家畜個体識別システムが構築され、家畜の疾病等の問題が生じた際や各種事業等の適正な執行に利用されており、消費者等に対してもインターネットを通じ公開され、国産牛肉に対する消費者の信頼性確保に大きく貢献しています。
- ・ 一方、海外では、オーストラリアやカナダ等において、個体識別に電子標識が利用されており、我が国においても推進すべき電子標識の規格の統一を図っているところです。

政策目標

電子標識の導入による飼養管理等の効率化により、
酪農：116千円、肥育：397千円のコスト（手間）削減

※酪農50頭規模、肥育200頭規模を想定

<主な内容>

1. 家畜個体識別システム利活用の促進

（1）電子標識の利用にかかる検討及び検討を踏まえたシステムの拡充

有識者等からなる検討会を開催し、電子標識の高度利用にかかる検討を実施するとともに、検討内容を踏まえ畜産農家等で電子標識が利用可能となるようシステムを拡充します。

【補助率：定額】

（2）電子標識による飼養管理の効率化等の実証

畜産農家等へ電子標識を導入し、飼養管理の効率化等を実証するとともにその効果を定量的に把握します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体、独法等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276（直））]

学校給食用牛乳等供給推進事業

【960（1,381）百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、学乳の供給量の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援することにより安定的な生乳需要を確保するとともに、HACCP取得工場からの牛乳の供給や高付加価値な牛乳の供給を支援することにより学校給食用牛乳における生乳の利用拡大を図る必要。
- ・また、少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少が見込まれることから、学校における新規飲用拡大等の推進と併せて、学校給食以外での牛乳の利用拡大を図り、牛乳・乳製品の需要を拡大することが必要。

政策目標

学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

条件不利地域への円滑な供給等による安定的需要の確保のため、学乳供給に対する支援を行います。

2. 飲用拡大推進事業

学校給食における飲用牛乳に加えたヨーグルト等の提供、保育所等での新規飲用実施を支援します。

3. 安全性向上推進事業

HACCP取得工場からの供給促進により、学校給食用牛乳の安全と消費者の信頼を確保します。

4. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。

学校給食用牛乳等供給推進事業 960（1,381）百万円

補助率：定額

事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））]

食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業（食肉等流通合理化地区）

10,704（6,515）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 3,127（14,385）百万円の内数】

対策のポイント

畜産物の産地における収益力向上や国産食肉の安定供給を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の再編・整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農業従事者の高齢化等に伴い家畜の生産構造が変化し、かつ、少子高齢化の進展や国民の健康志向の高まり等を背景として食肉等の消費構造が変化する中で、消費者・実需者ニーズを踏まえた、**国産食肉等を安定的に供給する体制の構築**が課題となっています。
- ・このため、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化による**コストの低減、衛生的で高度な処理体制の構築**を図るため、**食肉等流通処理施設の再編整備等**を行うことにより、畜産物の産地における収益力の向上を推進する必要があります。

政策目標

食肉等の流通コストの低減による産地の収益力向上を通じた生産数量目標の達成

牛肉： 52万トン 豚肉： 126万トン

鶏肉： 138万トン 鶏卵： 245万トン （平成32年度）

<主な内容>

1. 畜産物の産地における収益力を向上させるため、産地内外の関係者によって作成した計画等に基づき、**産地の販売企画力、食肉等処理加工技術力、人材育成力の強化**を図る取組に加え、この計画の実施に必要な**産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場の再編整備**を支援します。
2. このほか、安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、**衛生管理の向上や製品の高付加価値化、輸出への対応等**に必要な**施設整備**を支援します。

○支援対象となる事業の区分

区分	産地活性化総合対策事業のうち 産地収益力向上支援事業 (食肉等流通合理化地区)	強い農業づくり交付金
事業 内容	○推進事業 協議会の開催等、家畜・食肉 等の流通合理化に向けた体制 づくりに係る取組を支援 ○整備事業 産地食肉センター、食鳥・鶏 卵処理施設、家畜市場の再編 整備（複数の施設の統合）を 支援	○産地食肉センター 衛生管理の向上、輸出への対応等 のための施設整備を支援 ○家畜市場 取引の近代化・合理化、環境・衛生 管理の向上のために施設整備を支援 ○食鳥・鶏卵処理施設 処理の効率化、商品の高付加価値化、 衛生管理向上のための施設整備を支援
事業実 施主体	生産者団体、民間団体等	都道府県、市町村、生産者団体等
補助率	1 / 2、1 / 3、1 / 10 以内	定額（事業実施主体へは、事業費の 1 / 2、1 / 3 以内）
備考	整備事業を行うには、推進事業 の実施が必要	

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-6744-2130（直））]